○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年七月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県大野市米俵四一字下ノ谷一の一、一の三、四八字向回淵三の一、三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四一字下ノ谷一の三・四八字向回淵三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東関東自動車道千葉富津線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
市原市今富字大作頭一〇六六番二から同市海保字中木々音一五四番三まで	前	最大 二六七	三七五
		最小 七五	
	後	最大 二六七	
		最小 七五	

○国土交通省告示第八百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
東松山市大字田木字立野一三八番一の六二	前	最大 一六一	二〇
		最小 八九	
	後	最大 一六一	
		最小 一〇三	

○国土交通省告示第八百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
栃木県那須郡那須町大字豊原丙字笹塚二〇八二番一四	前	最大 三四一	二〇
		最小 三〇九	
	後	最大 三四一	
		最小 三〇九	

○国土交通省告示第八百六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
長野市篠ノ井東福寺字猫島西三三七五番から同市篠ノ井東福寺字狐塚三四七三番まで	前	最大 一九三	六七六
		最小 八四	
	後	最大 一九三	
		最小 八四	

○国土交通省告示第八百七十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年六月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4747号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK―2300（MK S）型	高階救命器具株式会社	縫い糸、ベルト及び締め具を変更

○国土交通省告示第八百七十一号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏、富山交通圏及び久留米市）事案（事案番号平二十八第五〇〇二号、平二十八第五〇〇三号、平二十八第五〇〇四号、平二十八第五〇〇五号、平二十八第五〇〇六号、平二十八第五〇〇七号、平二十八第五〇〇八号及び平二十八第五〇〇九号）については、平成二十八年六月十六日付け国運審第八号から同第十五号までにより、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十八年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一